

西予市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年7月23日（火）午後1時30分

2. 開催場所 西予市役所 5階 大会議室

3. 出席委員 36名

議席	氏名	出席	欠席	議席	氏名	出席	欠席	議席	氏名	出席	欠席
1番	宇都宮文隆	○		2番	中村吉年	○		3番	三好三智男	○	
4番	岡本 荒侍	○		5番	井関 吉博	○		6番	菊池 茂守	○	
7番	泉原 猛男	○		8番	大久保 卓	○		9番	酒井 馨一		○
10番	三好 國則	○		11番	三瀬 昇	○		12番	武田 孝司	○	
13番	五藤 忍	○		14番	上甲 憲章	○		15番	土居 賢一		○
16番	高岡 常夫	○		17番	志波 豊	○		18番	片岡 政志	○	
19番	二宮 清治	○		20番	兵頭 暁彦	○		21番	森 半治	○	
22番	谷口 健作	○		23番	高橋 真也	○		24番	河野 哲	○	
25番	清家 純一	○		26番	清水 栄一	○		27番	平井 一清	○	
28番	山内 正紀	○		29番	出水 洋一	○		30番	角藤 博文	○	
31番	城内 正	○		32番	宇都宮幸紀	○		33番	和氣 公三	○	
34番	芝 幹夫	○		35番	三瀬 重綱	○		36番	濱田 増人	○	
37番	久重 儀之	○		38番	大塚 康倫	○					

4. 欠席委員 2名 9番 酒井 馨一 15番 土居 賢一

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第27号 農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について
- 日程第4 報告第28号 農地法第3条の規定による許可申請の取下げについて
- 日程第5 報告第29号 西予農業振興地域整備計画の変更について
- 日程第6 報告第30号 農地現況証明(農業用施設証明)について
- 日程第7 報告第31号 非農地現況証明について
- 日程第8 報告第32号 農地所有適格法人の要件確認について
- 日程第9 議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第10 議案第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第11 議案第28号 農用地利用集積計画の決定について

6. 出席した事務局職員

事務局長 松末 博 事務局次長 木崎 真近
農地係長 井上 誠教 農地係主査 二宮 裕一

7. 会議の概要

	規則により、宇都宮 文隆 農業委員会会長が議長を務めることに決定。
日程第1 議事録署名 委員の指名 について	議長から指名：13 番五藤委員、26 番清水委員に決定。
日程第2 会期の決定 について	議長から提案：本日1 日間に決定。
日程第3 報告第 27 号 農地等の賃 貸借権及び 使用貸借権 の合意解約 について	二宮主査が報告。報告内容は別紙議案書のとおり。
日程第4 報告第 28 号 農地法第 3 条の規定に よる許可申 請の取下げ について	二宮主査が報告。報告内容は別紙議案書のとおり。
日程第5 報告第 29 号 西予農業振 興地域整備 計画の変更 について	井上農地係長が報告。報告内容は別紙議案書のとおり。
日程第6 報告第 30 号 農地現況証 明(農業用施 設証明)につ いて	井上農地係長が報告。報告内容は別紙議案書のとおり。
日程第8 報告第 31 号 非農地現況 証明につい て	井上農地係長が報告。報告内容は別紙議案書のとおり。

日程第 8
報告第 32 号
農地所有適
格法人の要
件確認につ
いて

日程第 9
議案第 26 号
農地法第 3
条の規定に
よる許可申
請について

二宮主査が報告。報告内容は別紙議案書のとおり。

審議の結果、全員賛成により可決。

【審議内容】

- 1 二宮主査が提案説明。説明内容は別紙議案書のとおり。
- 2 地区担当推進委員が報告。報告概要は以下のとおり。
- 3 審議

番号	報告者	報告概要	許可要件
1	36 番 濱田委員	現地確認日：7 月 17 日 現地確認者：土居委員、濱田委員 取得目的：親世代の時に売買していたが、所有権移転がなされていなかったため 許可要件 ・全ての農地を利用 ・機械、労働力、技術、通作距離から見て問題なし ・申請地は農地として利用されている ・周辺農地・地域営農へ影響なし	満たす
2	34 番 芝委員	現地確認日：7 月 16 日 現地確認者：宇都宮委員、芝委員 取得目的：経営規模拡大のため 許可要件 ・全ての農地を利用 ・機械、労働力、技術、通作距離から見て問題なし ・申請地は農地として利用されている ・周辺農地・地域営農への影響なし	満たす

	番号	報告者	報告概要	許可要件
	3	29 番 出水委員	現地確認日：7 月 16 日 現地確認者：片岡委員、出水委員 取得目的：経営規模拡大のため 許可要件 ・全ての農地を利用 ・機械、労働力、技術、通作距離から見て問題なし ・申請地は農地として利用されている ・周辺農地・地域営農への影響なし	満たす
	4	29 番 出水委員	現地確認日：7 月 16 日 現地確認者：片岡委員、出水委員 取得目的：隣接する空家の購入に伴い、農地を取得することになったため 許可要件 ・全ての農地を利用 ・機械、労働力、技術、通作距離から見て問題なし ・申請地は農地として利用されている ・周辺農地・地域営農への影響なし 特記事項 ・営農計画書の提出あり	満たす
	5	29 番 出水委員	現地確認日：7 月 16 日 現地確認者：片岡委員、出水委員 取得目的：経営規模拡大のため 許可要件 ・全ての農地を利用 ・機械、労働力、技術、通作距離から見て問題なし ・申請地は農地として利用されている ・周辺農地・地域営農への影響なし	満たす

	番号	報告者	報告概要	許可要件
	6	25 番 清家委員	現地確認日：7 月 15 日 現地確認者：三好委員、清家委員 取得目的：土地名義人の相続人がおらず、不動産を処分する必要があったため 許可要件 ・全ての農地を利用 ・機械、労働力、技術、通作距離から見て問題なし ・申請地は農地として利用されている ・周辺農地・地域営農への影響なし	満たす
	7	20 番 兵頭委員	現地確認日：7 月 17 日 現地確認者：上甲委員、兵頭委員 取得目的：経営規模拡大のため 許可要件 ・全ての農地を利用 ・機械、労働力、技術、通作距離から見て問題なし ・申請地は農地として利用されている ・周辺農地・地域営農への影響なし	満たす
	8	20 番 兵頭委員	現地確認日：7 月 17 日 現地確認者：上甲委員、兵頭委員 取得目的：空家の購入に伴い農地を取得することとなったため 許可要件 ・全ての農地を利用 ・機械、労働力、技術、通作距離から見て問題なし ・申請地は農地として利用されている ・周辺農地・地域営農への影響なし 特記事項 ・営農計画書の提出あり	満たす

	番号	報告者	報告概要	許可要件
	9	33 番 和氣委員	現地確認日：7 月 20 日 現地確認者：井関委員、和氣委員 取得目的：経営規模拡大のため 許可要件 ・全ての農地を利用 ・機械、労働力、技術、通作距離から見て問題なし ・申請地は農地として利用されている ・周辺農地・地域営農への影響なし	満たす
	10	33 番 和氣委員	現地確認日：7 月 20 日 現地確認者：井関委員、和氣委員 取得目的：経営規模拡大のため 許可要件 ・全ての農地を利用 ・機械、労働力、技術、通作距離から見て問題なし ・申請地は農地として利用されている ・周辺農地・地域営農への影響なし	満たす
	11	31 番 城内委員	現地確認日：7 月 20 日 現地確認者：岡本委員、城内委員 取得目的：菜園の規模を拡張するため 許可要件 ・全ての農地を利用 ・機械、労働力、技術、通作距離から見て問題なし ・申請地は農地として利用されている ・周辺農地・地域営農への影響なし 特記事項 ・営農計画書の提出あり	満たす

	番号	報告者	報告概要	許可要件
	12	22 番 谷口委員	現地確認日：7 月 19 日 現地確認者：泉原委員、谷口委員 取得目的：経営規模拡大のため 許可要件 ・全ての農地を利用 ・機械、労働力、技術、通作距離から見て問題なし ・申請地は農地として利用されている ・周辺農地・地域営農への影響なし	満たす
	13	28 番 山内委員	現地確認日：7 月 18 日 現地確認者：志波委員、山内委員 取得目的：経営規模拡大のため 許可要件 ・全ての農地を利用 ・機械、労働力、技術、通作距離から見て問題なし ・申請地は農地として利用されている ・周辺農地・地域営農への影響なし	満たす
	14	28 番 山内委員	現地確認日：7 月 18 日 現地確認者：志波委員、山内委員 取得目的：同世帯内の後継者に経営移譲するため 許可要件 ・全ての農地を利用 ・機械、労働力、技術、通作距離から見て問題なし ・申請地は農地として利用されている ・周辺農地・地域営農への影響なし	満たす

日程第 10
議案第 27 号
農地法第 5
条第 1 項の
規定による
許可申請に
ついて

審議の結果、全員賛成により原案のとおり可決。

【審議内容】

- 1 井上農地係長が提案説明。説明内容は別紙議案書のとおり。
- 2 地区担当農業委員が報告。報告概要は以下のとおり。
- 3 審議

番号	報告者	報告概要	不許可要件
1	9 番 酒井委員 (代理報告：24 番 河野委員)	現地確認日：7 月 13 日 現地確認者：酒井委員、河野委員 転用目的：自己住宅を建築するため 不許可要件 ・周辺に配慮された排水、土砂流出 防止計画になっており、周辺農業へ の影響なし	該当 しない
2	16 番 高岡委員	現地確認日：7 月 15 日 現地確認者：高岡委員、大塚委員 転用目的：駐車場、洗濯干場にする ため 不許可要件 ・申請地は既に非農地状態であった が、周辺農業への影響なし 特記事項 ・始末書の提出あり	該当 しない

日程第 11
議案第 28 号
農用地利用
集積計画の
決定につい
て

審議の結果、全員賛成により原案のとおり可決。

【審議内容】

- 1 木崎事務局次長が提案説明。説明内容は別紙議案書のとおり。
- 2 審議
※7 番泉原委員退席（議事参与の制限のため）
※審議終了後、入室